

熊取町環境センターの維持管理に関する計画

1 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

- 1.施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力をこえないように行うものとします。
- 2.ピット・クレーン方式によって、焼却設備にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合するものとします。
- 3.ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じます。
- 4.蚊・蠅等の発生防止に努め、構内を清潔に保持するものとします。
- 5.著しい騒音及び振動の発生により周囲の環境をそこなわないように、必要な措置を講じます。
- 6.前各号の他、施設の機能を維持するための必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙、不燃物及び灰固化物に関する検査を行います。
- 7.本町は、その設置にかかわる施設の維持管理を自ら行うものとします。
- 8.施設の維持管理に関する点検・検査その他の措置の記録を作成し、保存するものとします。

2 維持管理に関する基本的な考え方

本計画は、本施設の能力を十分発揮させ、安全に操業するためのものです。維持管理は、特に日常点検・定期点検及び修繕業務が必要で、その計画の基本的な考え方は、次の通りです。

・維持管理に関する基本的な考え方

保守点検	日常点検(毎日)
	定期点検
	臨時点検
	修繕業務

1.日常点検

目視による範囲とし、配管中の漏洩・異常振動・騒音・発熱・水位及び計器類の監視による異常の点検を行うもので、損傷箇所は、速やかに補修を行います。

2.定期点検

定期点検としては、目視範囲はもとより、腐食・摩耗・灰の詰まりなど日常点検のできない箇所の点検を行い、清掃及び補修を行います。

また、日常点検時の記録をもとに定期点検を進め、定期点検をより完全なものにします。

3.臨時点検

操業中に重大な異常が起こった場合、炉の運転を停止し、臨時に点検を行うもので、本点検が発生しないよう日常点検・定期点検・修繕業務を行う必要があります。

4.修繕業務

修繕業務の内容については、日常点検・定期点検の記録をもとに、修繕箇所の内容について十分に検討を行ったうえで実施することとし、併せて熊取町環境センター長寿命化総合計画に基づく整備内容についても、順次計画的に実施するものとします。

また、早急な修繕が必要となった場合は、現場状況による仮対応等を行ったうえで、続けて修繕業務を実施するものとします。